

# 観光協会レンタサイクル 利用上の注意

## ■利用制限■

身長制限があります



自転車の都合により、身長 150cm より小さい方は基本的にご利用できる自転車がありません。身長によっては希望車種をご利用いただけない場合がございます。

身長制限を満たしたうえで

小学生以下



保護者の**同伴**が必要

中学生



保護者の**同意**が必要

高校生



保護者の**記載**が必要

同意書に記入していただきます

## ■自転車の乗り方■



- ・ブレーキは左から！
- ・ギアを変える時はペダルをこぎながら変える
- ・ギアのオイルが跳ねるので注意
- ・異常を感じたらすぐに走行を中止→ ☎0438-22-7711

※不安定な場所に自転車を置くときは、スタンドを使わずに左側を下にして寝かせてください。  
※使用中に自転車が転倒してしまったら、必ず返却時にお申し出ください。

車と同じ左側走行



自転車は車両です。歩行者や他の自転車利用者に十分注意して乗りましょう。

走行中はライトを点滅



車などから見えやすいように、日中でも後方のライトを点滅させて走りましょう。

ヘルメットは着用必須



自転車は車道を走る一番小さな車両です。安全を守るためにも着用しましょう。

10 分前には返せるように計画を立てよう



返す直前になって焦ってしまうと危険です。返却時間に余裕を持って楽しみましょう。

## ■補償事項■

レンタサイクルで扱う自転車にかかっている保険で以下のとおり補償がされます。

- レンタルした自転車で他人（レンタル利用本人以外）のものや他人を傷つけた場合の損害賠償 ----- 1 億円
- 自転車に乗った本人が死亡・けがをした場合の保険金
  - 死亡・後遺障害 ----- 1,000 万円
  - 入院保険金 ----- 5,000 円 / 1 日
  - 通院保険金 ----- 3,000 円 / 1 日



補償金額等は状況や内容によって変わりますので、表記の金額はあくまで最大補償限度額です。

////// 何かあったら //////////////

事故・盗難 けがをした・させた  
**110** **119**

----- 貸し出し場所直通 -----

観光案内所 **0438-22-7711**  
きさてらす **0438-97-6292**

※観光案内所からお客様宛に電話をかけた際は、0438-55-9258 と表示されます。

## レンタサイクル利用規約

令和4年5月1日施行

このレンタサイクルは、一般社団法人 木更津市観光協会（以下「当協会」という。）が管理運営しております。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）が自転車を利用するにあたり、遵守していただく事項について規定しております。この自転車をご利用になる場合には本利用規約を遵守していただくことになります。

### 第1条 利用方法

1. 利用申込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。
  1. 窓口で申込
  2. 電話予約
  3. メール予約
2. 貸出手続きの際には、以下の各号に定める書類等をスタッフに提出いただきます。
  1. 利用承認申請書
  2. 本人確認書類（免許証/保険証/学生証など）またはその写し
  3. レンタル料金
  4. 保護者同意書（中学生以下の方のみ）
  5. その他、スタッフが必要と認めた書類等
3. 申請書の記載に不備が認められた際には、利用をお断りする場合があります。
4. ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合はご予約の取消をする場合がありますので予めご了承ください。
5. 過去の利用時に利用規約に違反されていた場合、または当団体が適切でないと判断した場合は、ご利用をお断りする場合があります。

### 第2条 利用料金

	学生	一般（平日）	一般（土日祝日）
現金/PayPay 支払い	500円	800円	1,000円
アクアコイン支払い	400円	700円	900円

1. 本料金には、次の各号を含みます。
  1. 利用者及び、自転車に付保した各種損害保険
  2. 自転車1台・ヘルメット1個・グローブ1組の貸出
  3. 利用承認申請書等の必要書類作成費
  4. 前号に含まない配布資料等
2. 特に当協会会長が認めた場合、レンタサイクル基本料金を減額または免除することができるものとします。

### 第3条 貸出場所

窓口	木更津市観光案内所	木更津市金田地域交流センター
住所	木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津1F	木更津市金田東6-11-1
電話番号	0438-22-7711	0438-97-6292
メールアドレス	kisarazukankou@gmail.com	info@k-exchange.jp
定休日	・年末年始	・毎週月曜日/月曜日が祝日の場合は翌火曜日 ・年末年始

### 第4条 利用時間

1. 利用時間は、平日・休日問わず貸出日当日の9:00～16:00です。
2. 返却時間16:00を超過した場合、返却時に1,000円の延滞料金をいただきます。その後、60分経過毎に1,000円の延滞料金を追加でお支払いいただきます。
3. 連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

### 第5条 返却

1. 貸出を受けた場所に必ず返却してください。

### 第6条 利用条件

1. 貸出、返却ともに利用時間内（9:00～16:00）に行ってください。
2. 貸出は1人につき1台となります。
3. 小学生以下のご利用は保護者同伴に限ります。安全のため、小学生以下の方のご利用はお断りする場合がございます。
4. 中学生以下の方は保護者の同意書が必要となります。

### 第7条 利用注意点

1. 自転車に乗っている際には次の各号を遵守してください。
  1. ヘルメットの着用
  2. 夜間（16時以降）や周囲が暗いときはフロントライトを点灯
2. 駐輪時には鍵を必ずかけてください。
3. 道路交通法等、関連法令を遵守し、交通マナーには十分に留意してください。

### 第8条 故障について

1. 利用者は、レンタサイクルの利用前に自転車に不備や故障がないか必ず確認してくだ

さい。

2. 貸出している自転車が故障（タイヤのパンク、ブレーキの異常、ワイヤーの断裂、バッテリー切れ等）した場合、直ちにその場で使用を中止し、貸出場所へ連絡するとともに、その指示に従うものとします。
3. 自転車が故障した際、貸出場所へ連絡することなく自転車を返却した場合、いかなる事由であっても、修理代金は利用者にご負担いただきます。
4. 利用注意点や禁止事項などの本規約に違反して利用した際に発生した故障については、いかなる事由であっても、修理代金は利用者にご負担いただきます。これは、その場で使用を中断して返却した場合でも同様とします。

### **第9条 備品の紛失・盗難について**

1. 利用者は、レンタサイクルの利用前に備品に不足がないか必ず確認してください。利用前に不足を発見した場合、直ちに申し出て、備品を取り付けるかレンタルを中止するか選ぶことができます。
2. 自転車本体以外に貸出している備品（ライト、ヘルメット、グローブ、サイクルコンピューター等）の紛失・盗難があった場合、直ちにその場で使用を中止し、貸出場所へ連絡するとともに、その指示に従うものとします。
3. 備品が紛失していた際、貸出場所へ連絡することなく自転車を返却した場合、いかなる事由であっても、備品の代金は利用者にご負担いただきます。

### **第10条 自転車の盗難について**

1. 自転車の盗難が発生した場合、直ちに利用者自身が盗難の状況などを所管の警察及び当協会へ連絡するとともに、その指示に従うものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、自転車の盗難または紛失が発生した場合、当協会が利用者に対して損害金額を請求する場合があります。

### **第11条 事故・怪我について**

1. 利用期間中は、利用者及び自転車に各種損害保険を付保するものとし、利用中の第三者による事故により利用者または第三者に怪我や後遺症、財物の損壊が発生した場合、次の各号の限度内で補償するものとします。ただし、利用者が利用注意点や禁止事項などの本規約に違反して発生した損害については補償されません。
  1. 利用者の死亡・後遺障害 1,000 万円
  2. 利用者の入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 3,000 円
  3. 利用者が誤って他人を死亡させてしまった・後遺障害を残してしまった 1 億円
  4. 利用者が誤って他人のものを壊してしまった 1 億円
2. 本条第 1 項に記載する保険の具体的な補償条件・補償内容については JI 傷害火災保険

株式会社が取り扱う「自転車総合保険」と東京海上日動火災保険株式会社が取り扱う「賠償責任保険」に従うものとします。

3. 利用期間中に事故にあった場合、事故の規模に関わらず、警察に届け出る等の法令上の措置をとるとともに、速やかに当協会へ連絡することとします。また、事故の処理・解決については利用者自身でとってください。
4. 利用期間中に怪我を負った場合、いかなる怪我においても速やかに当協会へ連絡するものとします。

## **第12条 禁止事項**

1. 自転車を利用申請者以外の第三者に利用させる行為
2. 無謀運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為
3. 歩行者の通行障害となるような行為
4. 危険箇所、不適切な場所での利用
5. 自転車又は付属品の改造等現状の変更
6. 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
7. 自転車を譲渡、質入れなどの処分すること
8. 宅配業務など、レンタサイクル利用期間中に利益を得ることを目的としたレンタル行為
9. 公序良俗に違反する行為
10. その他、法令諸規則に反する行為
11. その他、当協会が適当でないと判断する行為

## **第13条 利用取消**

1. 利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
2. 利用取消の場合は、当団体が受領した基本料金の払い戻しは一切いたしません。
3. 利用規約の違反により、当団体又は、第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

## **第14条 規約の変更**

1. 当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますので予めご了承ください。

## **第15条 個人情報**

1. 本サービスの利用に関して当団体が知り得た個人情報は、業務及び当協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的には使用いたしません。

## **第16条 その他**

1. メンテナンス等安全点検並びに自然災害のため、事前に告知することなくレンタサイクルの提供を中止する場合があります。
2. 自転車の数に限りがあり、貸出状況により利用できない場合があります。
3. この規約に定めのない事項については、当協会会長が別に定めるものとします。